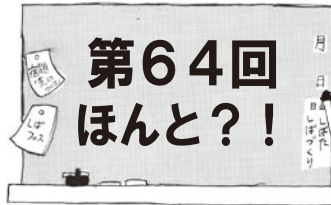


しば子先生の

芝生教室



先生: 前回の肥料の『配合設計書』は理解できたわね..
じゃあ宿題だった「変なところ」は気が付いたかしら..

生徒: ...? ...ちょっとわかりませんでした..

先生: そうね、なかなか気が付かないわね.. 硫酸と硫酸カリの欄にはそれぞれ AN (アンモニア態窒素) と WK (水溶性カリ) の含有量が記されていたわね..

生徒: はい、その通りです... あっそうか! 硫酸と硫酸カリにはそれ以外に硫黄 (S) も含まれていますが表の中は空欄になっています!

先生: よく気が付いたわね.. この肥料は「化成肥料」になるのだけど、肥料登録上は硫黄成分は保証する必要がない.. つまり表記されないのよ..

生徒: え? でも硫黄は植物の第二要素.. 大事な肥料成分ですよ..

先生: 国会で作られた“肥料取締法”には詳細な保証成分等に関する記述はないので、農水省が定める『公定規格』によって肥料の中身を規定しているのよ.. その公定規格の中の「化成肥料」という項目には化成肥料中の硫黄を肥料成分として扱う表記が無いのよ.. だから肥料登録証には“硫黄”の保証成分量は記入されないわ..

生徒: それって変ですよ.. よく肥料を知っている人なら硫酸や硫酸カリが含まれていれば硫黄も入っていることはわかるけど、ほとんどの人はそこまで考えないですよ.. しかも明らかに肥料成分だし..

先生: そうよね.. 袋に書いてある登録票に硫黄が入っている表記が無ければ硫黄を撒いていることに気が付かない可能性はあるわね.. それだけではなく、表の中の酸化鉄と酸化亜鉛も表示されていないわ..

生徒: あっ! ほんとですよ!.. 鉄 (Fe) や亜鉛 (Zn) も微量元素として植物に含まれる肥料成分ですよ!

先生: そうなのよ.. これも公定規格では肥料成分として扱われず「組成均一化促進材」とか「効果発現促進材」など肥料に含まれる『材料』としての扱いなのよ..

生徒: 変な話ですよ..

先生: ほかにもあるわ.. 芝生で良く使われる窒素液肥だけけれど、窒素液肥の窒素成分は最低5%以上含まれないといけないのよ..

生徒: ということは窒素が3%とか4%の窒素液肥は肥料にはな

らないんですか?

先生: 現在の農水省が決められている公定規格では肥料にならないので肥料登録が取れないわね.. 私もなんで5%以上じゃなきゃいけないんですか?と聞いてみたのだけど「そのぐらいい無いと..」みたいな回答ではっきりした理由は説明してくれなかったわ.. アメリカなどの芝生用肥料では窒素成分5%以下の液肥もたくさんあるけど、それらはみんな日本では肥料登録が取れずに輸入できないことになるわね..

生徒: 全く変な話ですね.. 消費者にとってはどんな肥料成分が入っている肥料なのかを知ることが一番大事なはずなのに、お役所の決めたルールで肥料の中身が余計にわかりにくくなったり、自由な成分でメーカーが作れなくなったり..

先生: まあこれが日本の現実なのよ.. 私がそれ以上に心配しているのは、例えば窒素成分が5%以下の液肥が、登録が取れないために窒素成分を隠して売られている可能性があることよ.. 実際、日本では『肥料』だけでなく『植物栄養剤』とか『成長促進剤』とか中身の良くわからない肥料登録を取っていない商品がたくさんあるけど、その中に肥料成分になるNPKなどの元素が少しでも入っていれば明らかに肥料だわ.. 肥料登録を取っている商品は抜き打ちで農水省が中身の成分を調査するけど、登録を取っていない“肥料のようなもの”は、永遠に中身をチェックされないわ.. 不完全な法律が実際の現場、特に消費者の利益を損ねている可能性があることが一番の問題だわね.. その辺の事情をよく理解して中身のはっきりした商品を使わないと正しい施肥管理は日本では無理ね..

生徒: じゃあアメリカではどうなんですか?

先生: アメリカは「登録制」ではなく「申請制」で、全ての肥料は配合設計書を役所に提出して全ての成分を肥料袋に必ず記載しなければならないの.. あとは役所が抜き打ちで商品からサンプルを取って分析し、提出された配合設計書通りの成分が入っているかどうかチェックするのよ、もし中身が違っていたら大変な罰金が来て製造会社が大損するので、袋にはいつも正確な中身の表記がされているわ

(注) 前回の表中の「マンガン」は「亜鉛」の間違いでした..



しば子先生への質問や励ましのメールはこちらへ..
shibako@hugh-enterprise.co.jp